

**医療法人等の所得金額計算書(経費配分方式)
記載の手引**

所得金額計算書の用途等

この所得金額計算書は、地方税法第72条の23第2項の規定の適用を受ける医療法人等（※注1）が、確定申告書又は修正申告書を提出する際に、医療事業に係る法人事業税の社会保険診療に係る所得を経費配分方式（※注2）で計算する場合に作成し、地方税法施行規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」（以下「省令第6号様式別表5」という。）の明細書として、併せて提出してください。

ただし、次の場合は提出する必要はありません。

- 主たる事務所・事業所が北海道以外にある医療法人等
- 法人税の課税標準である所得の算定において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）の適用を受ける場合（※注3）

※注1 医療法人等とは

- (1) 医療法第39条に規定する医療法人
- (2) 医療施設に係る事業を行う農業協同組合連合会のうち一定の要件を満たすもの
- (3) 医療事業を行う公益法人等（特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人を含む。）
- (4) 医療法人設立を目的とする医業事業を行う法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの

※注2 経費配分方式とは、医療原価等の経費を関係する社会保険診療収入金額等で按分して、社会保険診療に係る所得を算定する方法です。

※注3 租税特別措置法の適用を受ける場合は、省令第6号様式別表5の「備考」欄にその旨を記載するとともに、法人税法施行規則別表10(7)の写しを提出してください。

添付する書類

- (1) 貸借対照表及び損益計算書の写し
- (2) 法人税法施行規則別表4「所得の金額の計算に関する明細書」の写し（※修正申告の場合も添付要）
- (3) 雑収入の内訳書の写し
- (4) その他収入区分に必要な書類（消費税申告書（税込経理の場合）等）

◀ **記載順による記載方法** ▶

別記第4号様式 付表1

収入金額の区分計算明細書

○ **社会保険診療収入**

科 目	金 額	科 目	金 額
健 康 保 険 法	円	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	円
国 民 健 康 保 険 法		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	

○ **自由診療収入**

労働者災害補償保険法等診療収入	円	受託技工、検査料等収入	円
自動車損害賠償補償法等診療収入		児童福祉法 <small>(社会保険診療報酬支払基金法)</small>	

○ 「社会保険診療収入」は、地方税法第72条の23第3項各号の社会保険各法の規定に基づく医療等の給付について収入計上した次の金額を関係法別に記載し、また、その小計金額及び査定損益金額並びに合計金額 a を記載してください。

- (1) 保険者（社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会）からの収入金額
- (2) 被保険者が負担する一部負担金（家族療養費、入院時食事療養費、訪問看護療養費、初診料に相当する分を含みます。）
- (3) 社会保険各法に係る医療費を被保険者（医療助成対象者を含みます。）に代わって北海道等が支払った金額
なお、社会保険各法に基づく医療費でないものを、公費により助成・負担するもの（妊婦、乳児、特定健康診査の委託料等）は、「自由診療収入」の「その他の医療収入」となります。

* 査定損益とは、社会保険診療報酬支払基金等の審査機関による審査増減額をいいます。

* 児童福祉法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律については、4ページを参照してください。

○ 「自由診療収入」は、上記「社会保険診療収入」以外の医療等の給付について支払を受けるべき次の金額をいい、各収入の金額及び合計金額 b を記載してください。

- (1) 労働者災害補償保険法等、業務上もしくは公務上の負傷・疾病に対する療養補償又は災害補償等としての医療等の給付について支払を受けるべき金額
- (2) 自動車損害賠償責任保険、その他損害保険等の保険金に相当する部分の金額を医療費等として収入した金額
- (3) 社会保険診療の対象とならない個人の傷病又はその予防に関する医療の給付について支払を受けるべき金額
- (4) その他医療等に係る各収入金額

別記第4号様式 付表2

○ その他の収入

医療附随事業収入		その他の事業等収入	
科目	金額	科目	金額
利子・配当等収入	円	土地譲渡益等	円
電気・ガス等使用料収入		その他の事業収入	

○ 「その他の収入」は、「医療附随事業収入」、「その他の事業等収入」及び「医療事業の収入金額に含めない収入」に区分して記載してください。

(1) 「医療附随事業収入」は、医療事業に附随して生じる次の収入をいい、各収入の金額及び小計金額cを記載してください。

なお、記載されていない収入科目については、空欄を利用して記載してください。

- ① 「利子・配当等収入」は、所得税法第174条第1号及び第2号に規定する利子、配当等に係る収入をいいます。この場合、法人税法第23条の規定により益金に算入されない部分の金額は含まれません。
- ② 「電気・ガス等使用料収入」は、患者や付添人等の便宜に資するための設備器具等の使用料収入をいいます。
- ③ 「不用品売却収入」は、医療廃棄物、古紙等の不用品の売却収入をいいます。
- ④ 「事務取扱手数料」は、公費負担に係る請求事務に対して、地方公共団体から支払われる手数料をいいます。
- ⑤ 「その他の附随収入」は、医療事業に附随して生じる収入で、上記以外の収入をいいます。
- ⑥ 「償却資産売却益」は、当該償却資産の売却金額のうち取得価額を超える部分の金額をいいます。

(2) 「その他の事業等収入」は、次の収入金額及び小計金額dを記載してください。

これらの収入は、社会保険診療に係る所得の算定に含めないで、別に所得が算定されます。

なお、この場合、経費の区分は自由診療等の専属経費となります。

- ① 「土地譲渡益等」は、総所得金額の計算上、益金又は損金として計上した土地（建物又は建造物の所有を目的とする地上権及び貸借権を含む。）の譲渡損益がある場合の当該金額をいいます。
- ② 「その他の事業収入」は、医療事業以外の事業に係る収入金額をいいます。
なお、軽微なもの（医療収入の1/10以下）については、医療附随事業の収入に含めることとなります。
- ③ 「国又は地方公共団体からの補助金等」は、医療事業に係る経費の補填の性格を有している国又は地方公共団体からの補助金収入、医療事業に係る事業用資産について収用等により交付を受けた補償金収入をいいます。

(3) 「医療事業の収入金額に含めない収入」は、次の収入金額及び小計金額eを記載してください。

① 「福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の使用料及び食事代収入」は、従業員から経費の一部又は全部に相当する分として徴収している社宅、寮、駐車場等の使用料及び食事代金等の収入金額を記載してください。
ただし、役員（役員報酬を受けるべき者）から徴収する場合の収入金額は「医療附随事業収入」に、従業員から徴収する収入金額が経費相当分（実費）を超えている場合の超えた部分の収入金額は「その他の事業等収入」に含めてください。

② 「仕入割戻額」は、購入棚卸資産（医薬品等）に係る仕入れの割り戻し（リポート）の額として収入に計上した金額を記載してください。

③ 「特定の補助金、助成金等」は、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等、法人税法の規定により圧縮した金額に相当する収入金額を記載してください。

④ 「生命保険金・損害保険金」は、生命保険又は損害保険の保険金のうち事故当事者や遺族へ支払った金額を記載してください（満期及び解約に係る収入金額は医療附随事業収入になります。）。

⑤ 「各種引当金・準備金戻入額」は、益金として計上した各種引当金及び準備金の戻入額を記載してください。
なお、この額は、小計金額eに含めないでください。

⑥ 「還付金等」は、国税又は地方税に係る還付金等又は充当金の額及び債務免除益、前期修正益を記載してください。

ただし、返還額に該当しないこととなる還付加算金及び法人税法施行規則別表4で減算していない前期修正益は、医療附随事業収入になります。

なお、本欄記載額は、自由診療等の専属経費として付表3の「医療事業の収入金額に含めない収入の経費相当額(17)」に記載してください。

○ 按分の基礎(按分率) ※(注)按分率は、小数点以下第5位を切り捨て、第4位まで求めます。

按分する科目等	算式	基礎数値	按分率
医療直接費	$\frac{a}{a+b}$	_____	(按分率ア) 0.

○ 「按分の基礎(按分率)」は、それぞれの按分率を算式に基づいて算定してください。

按分率は、区分困難な医療直接費、その他の一般管理費等の経費の区分計算に使用します。

(1) 医療直接費の按分を按分率アに代えて按分率ウにより行う場合の診療実日数は、外来患者にあつては通院の日数をいい、入院患者にあつては入院した日数をいいます。

この場合、保険患者が同一の日に自由診療を併せて行い、差額徴収をしている場合、又は入院患者が特別室を使用した際に、一般室料と特別室料の差額を患者に直接請求する場合の日数計算は、社会保険診療実日数と自由診療実日数のそれぞれを1日として算定します。

(2) 按分率の数値は、小数点以下第5位を切り捨て、第4位まで求め、当該数値を乗じて得た額の1円未満の端数は切り捨てます。

医療原価等の区分計算明細書

○ **医療直接費**

科 目	総額 ①	按分率 ②	内 訳	
			社会保険診療 ①×② ③	自由診療等 ①-③ ④
医療原価 1	円			

- 「医療原価等の区分計算明細書」は、当期分の損益計算書の医療原価等を区分して記載してください。
- (1) 「医療直接費」は、医療原価及び一般管理費のうち直接医療事業に関連する経費で、医療直接費の「科目」欄に掲げるもの等をいい、その範囲は次のとおりです。
- ① 「医療原価」は、薬品費、診療材料費等をいいます。
 - ② 「医療直接給与・手当等」は、医師、看護師、薬剤師、エックス線等の技師、栄養士、患者給食の調理人等医療事業のみに従事する者の給与・手当等をいいます。
 - ③ 「医療直接減価償却費」は、医療機器及び診療専用の車両等医療事業のみに供される資産の減価償却費をいいます。
 - ④ 「患者給食材料費」は、患者と従業員等の給食材料費の区分が困難である場合は、従業員及び付添人からの給食収入を従業員等の給食材料費として給食材料費の総額から控除したものです。
 - ⑤ 「外注費」は、検査委託費、歯科技工士委託費等委託した医療業務の対価として支払われたものです。
 - ⑥ 記載されていない経費科目については、空欄を利用して記載してください。
 - ⑦ 「医療事業の収入金額に含めない収入の経費相当額」は、付表2の「医療事業の収入金額に含めない収入」に係る経費相当額が「医療直接費」に計上されている場合、その額を記載してください。
- (2) 「その他の一般管理費」は、一般管理費のうち医療直接費以外のものをいい、専属経費と医療共通経費に区分して記載してください。
- ① 「専属経費」は、社会保険診療及び自由診療に係る経費として明確に区分できる経費をいいます。
 - ② 「医療共通経費」は、医療直接費及び専属経費以外の経費で、医療事業に関連するものをいいます。
 - ③ 「医療事業の収入金額に含めない収入の経費相当額」は、付表2の「医療事業の収入金額に含めない収入」に係る経費相当額が「その他の一般管理費」に計上されている場合、その額を記載してください。

○ **営業外経費**

科 目	総額 ①	按分率 ②	内 訳	
			社会保険診療 ①×② ③	自由診療等 ①-③ ④
支払利息 26	円			
貸倒(雑)損失金 27				

- 「営業外経費」は、おおむね損益計算書の営業外費用及び特別損失で、支払利息、貸倒損失金、固定資産売却損、機械装置売却損等をいいます。
- (1) 「その他の事業収入に係る経費」は、付表2の「その他の事業等収入」に係る経費の額を記載してください。
- (2) 「各種引当金・準備金」は、繰入額と戻入額を相殺し、按分率イにより算定して差し支えありません。
- (3) 「固定資産・機械装置除却損(38)」は、医療事業の用に供されていたものが区分計算の対象になります。
- (4) 「医療事業の収入金額に含めない収入の経費相当額(32)(41)」は、付表2の「医業等の収入金額に含めない収入」に係る経費相当額が「営業外費用」に計上されている場合は(32)、「特別損失」に計上されている場合は(41)に、その額を記載してください。
- (5) 「査定損」は、付表1の社会保険診療収入の「査定損益金」欄で減算するとともに、この額を()内に記載し、合計金額(44)欄に含めないでください。

医療法人等に係る損益区分計算書

区 分	総 額 ② + ③ ①	内 訳	
		社会保険診療 ②	自由診療等 ③
医療総売上 1	円 a	円 b	円

- (1) 「当期利益・欠損(11)」の①Aは、損益計算書の税引後の当期利益(欠損)金額を転記してください。
- (2) a から k (e はありません。)の各欄は、付表1から付表4のそれぞれ a から k までの欄を転記してください。
- (3) 納税充当金等がある場合は、按分率イで算定してください。

医療法人等の所得金額計算書 (経費配分方式)		法人名	事業年度	?
区 分	総 額 ①	按分率 ②	内 訳	
			社会保険診療等 ①×② ③	自由診療等 ①-③ ④
当期利益又は当期欠損の額 1	A 円		B 円	C 円
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯) 2				

- (1) AからCは、別記第4号様式「医療法人等に係る損益区分計算書」のAからCの欄を転記してください。
- (2) 区分(2)から(28)までの①は、法人税法施行規則別表4の該当する区分の「総額①」欄の数値を転記し、これらの額を社会保険診療等の所得又は自由診療等の所得に区分してください。
- (3) 区分(29)の①に省令第6号様式別表5の②欄を転記し、また、当該別表5の他の加算又は減算に係るものについては、区分欄(30)から(31)の①に転記の上、社会保険診療等の所得又は自由診療等の所得に区分してください。
なお、減算の場合は、金額の頭部に「△」又は「－」を付して記載してください。
- (4) 区分(32)のE及びFの欄の金額は、省令第6号様式別表5の㉔及び㉕の欄に転記してください。
- (5) 「按分率」は、「収入金額の区分計算明細書」によって算定した按分の基礎を転記してください。

≪ 収入区分の具体例 ≫

区分	医療附随事業収入に含めるもの		医療事業の収入に含めないもの	
収入科目	ハブラシ・おむつ等販売収入		従業員給食収入	役員使用分は医療附随事業収入に含めてください
	販売手数料		従業員保育料収入 ※	
	予防接種補助金・委託料		従業員社宅・寮・駐車場収入	
	救急医療協力金		現金過不足	
	救急診療委託料		企業年金払戻金	
	休日準夜診療委託料		仕入割戻額	
	保険解約・満期返戻金		雇用助成金	
	保険等の配当金		租税の還付・充当・過誤納金	
	有価証券売却益		債務免除益	
	償却資産売却益	取得価額を超える部分	前期修正益	法人税別表4で減算する場合
	施設等利用料			
	還付加算金			
	前期修正益	法人税別表4で減算しない場合		

※ 別事業として区分経理、又は収入が医療事業収入の1/10を超える場合は、「その他の事業収入」になります。

≪ 児童福祉法・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に基づく計上区分 ≫

区分	計上区分	
	社会保険診療収入	自由診療収入
児童福祉法	療育の給付、肢体不自由児通所医療、障害児入所医療、指定小児慢性特定疾病医療支援	児童発達支援、放課後等デイサービス等左記以外
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	指定自立支援医療、指定療養介護医療	自立訓練・就労支援、ホームヘルプ等左記以外

≪ 介護保険法の規定に基づくサービスの種類による計上区分 ≫

介護保険収入のうち「社会保険診療収入」に該当するものは地方税法第72条の23第3項により規定されており、サービスの種類に応じて取扱いが異なります。

区分	サービスの種類	計上区分	
		社会保険診療収入	自由診療収入
指定居宅サービス 指定介護予防サービス	(介護予防) 訪問介護 [ホームヘルプ]		○
	(介護予防) 訪問入浴介護		○
	(介護予防) 訪問看護	○	
	(介護予防) 訪問リハビリテーション	○	
	(介護予防) 居宅療養管理指導	○	
	(介護予防) 通所介護 [デイサービス]		○
	(介護予防) 通所リハビリテーション [デイケア]	○ (※)	○ (※)
	(介護予防) 福祉用具貸与		○
	(介護予防) 短期入所生活介護		○
	(介護予防) 短期入所療養介護 [介護老人保健施設] [介護療養型医療施設等] [介護医療院]	○ (※)	○ (※)
(介護予防) 特定施設入居者生活介護		○	
指定居宅介護支援・指定介護予防支援	指定居宅介護支援		○
	指定介護予防支援		○
	指定施設サービス		○
	指定施設サービス		○
指定施設サービス	介護福祉施設サービス [特別養護老人ホーム]		○
	介護保健施設サービス [老人保健施設]	○ (※)	○ (※)
	介護医療院サービス	○ (※)	○ (※)
	指定介護療養施設サービス [療養病床等]	○ (※)	○ (※)
指定地域密着型介護サービス 指定地域密着型介護予防サービス	地域密着型通所介護		○
	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 等		○
その他	主治医意見書作成料		○
	認定調査費委託料		○

※ 居住費、食費、滞在費及び利用者の負担軽減のために介護保険から支給される「特定入所者介護(予防)サービス費」は、自由診療収入です。